

倉敷市公告第 5 8 9 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、変更の届出事項の概要等を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了までに市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 5 日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

1 届出事項の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 茶屋町駅前ショッピングセンター

所在地 倉敷市茶屋町字蟹取川内 2 3 4 番ほか

（2）届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市遠田町 2 1 7 9 番地 1

代表者の氏名 代表取締役 飯 塚 正

名称 株式会社エブリイ

住所 広島県福山市南蔵王町一丁目 6 番 1 1 号

代表者の氏名 代表取締役 岡 崎 浩 樹

名称 株式会社ププレひまわり

住所 広島県福山市西新涯町二丁目 1 0 番 1 1 号

代表者の氏名 代表取締役 畑 和 彦

（3）変更事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

(4) 変更年月日

別紙のとおり

(5) 変更する理由

別紙のとおり

2 届出年月日

令和7年8月27日

3 縦覧期間

令和7年9月5日から令和8年1月5日まで

4 縦覧の場所

倉敷市役所商工労働部商工課